

# ヒト胚核移植胚研究の容認に係る検討について

※本資料では以下の略称を使用

略称	名称
第二次報告	「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第二次）～ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の利用等について～（令和元年6月19日総合科学技術・イノベーション会議）
クローン法	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年法律第146条）
特定胚指針	特定胚の取扱いに関する指針（平成31年文部科学省告示第31号）
ガイダンス	「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則」及び「特定胚の取扱いに関する指針」の解説資料
ES樹立指針	ヒトES細胞の樹立に関する指針（平成31年文部科学省・厚生労働省告示第4号）
ART指針	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成22年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
ゲノム編集指針	ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針（平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号）

# 《参考》核置換技術に係る「第二次報告書」の概要

---

- ・ミトコンドリア病研究を目的とし、ヒト受精胚への核置換技術を用いた基礎的研究を行うことについては、一定の要件が確保されることを個別の研究計画において適切に確認することを前提に、容認することが適當。
- ・ミトコンドリア病研究を目的とする研究用新規作成胚（配偶子に核置換技術を用い、受精させる場合を含む。）及びその際の卵子提供に係る倫理的課題については、生命倫理専門調査会において引き続き検討。
- ・ミトコンドリア病の病態解明等のため、ヒト胚核移植胚の作成を行う基礎的研究は、クローン技術規制法の目的に直接的に抵触するものではないと考えられることから、「特定胚の取扱いに関する指針」の改正によりヒト胚核移植胚の作成を可能としつつ、同時に、作成したヒト胚核移植胚の人又は動物胎内への移植を禁止する等の適切な措置を定めることが必要。

## 検討事項 1. 作成できる胚の種類

# 検討事項1. 作成できる胚の種類

## 検討事項

- ・クローン法において、ヒト胚核移植胚は、『「一の細胞である【ヒト受精胚】若しくは【ヒト胚分割胚】」又は「【ヒト受精胚】、【ヒト胚分割胚】若しくは【ヒト集合胚】の胚性細胞」であって核を有するものが【ヒト除核卵】と融合することにより生ずる胚をいう。』と規定。
- ・このうち、ミトコンドリア病研究等に用いられているのは主として「一の細胞である【ヒト受精胚】であって核を有するものが【ヒト除核卵】と融合することにより生ずる胚」であることから、作成できる胚の種類の範囲について検討。
- ・なお、ヒト胚分割胚及びヒト集合胚は現行の特定胚指針では作成が禁止されているため、ヒト胚分割胚及びヒト集合胚の作成を伴うヒト胚核移植胚の作成を含める場合には、その要件等についても検討が必要となることに留意が必要。

《参考》特定胚指針（抜粋）

（作成できる胚の種類の限定）

第二条 特定胚のうち作成することができる胚の種類は、当分の間、人クローン胚及び動物性集合胚（一以上の動物胚とヒトの体細胞又はヒト受精胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚に限る。以下同じ。）に限るものとする。

## 方向性

○核置換技術を伴う研究例について調査した結果、以下の組合せが想定される。

- ・核の由来：ヒト受精胚、ヒト胚分割胚、ヒト受精胚又はヒト胚分割胚の胚性細胞
- ・細胞質の由来：除核した未受精卵、除核した前核期～8細胞期のヒト受精胚

○一方、ヒト集合胚の胚性細胞は研究事例が確認されておらず、現時点で必要性が想定し難い。

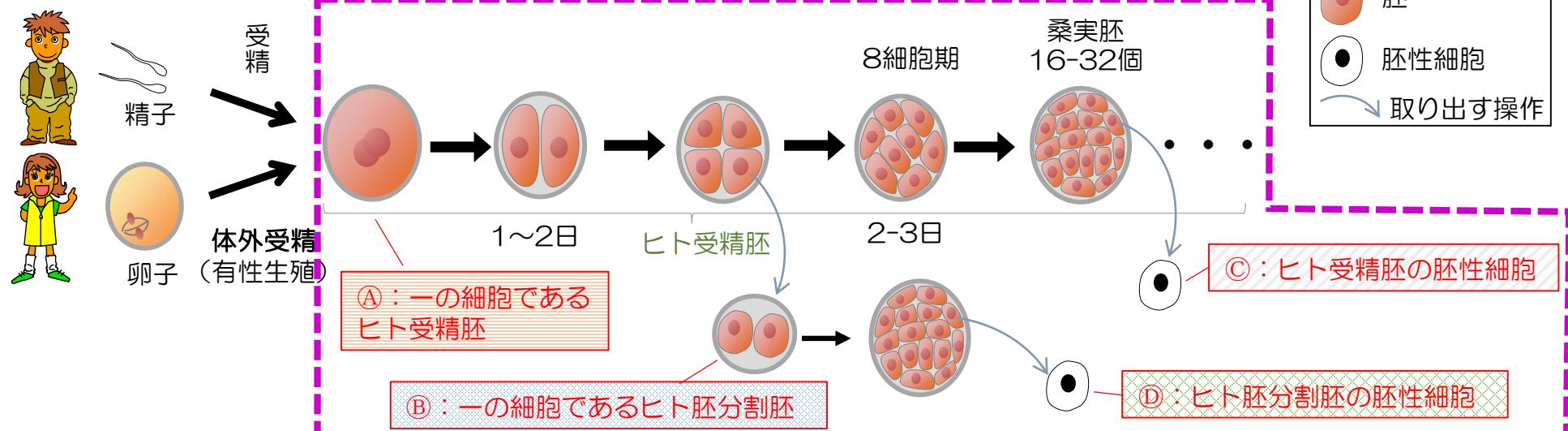
○このため、今回の検討対象とするヒト胚核移植胚は、『「一の細胞である【ヒト受精胚】若しくは【ヒト胚分割胚】」又は「【ヒト受精胚】若しくは【ヒト胚分割胚】の胚性細胞」であって核を有するものが【ヒト除核卵】と融合することにより生ずる胚』（P.4《参考》の破線囲い部分）とし、個別審査において、作成する胚の科学的合理性を判断することとする。

# 《参考》クローン法におけるヒト胚核移植胚の定義について

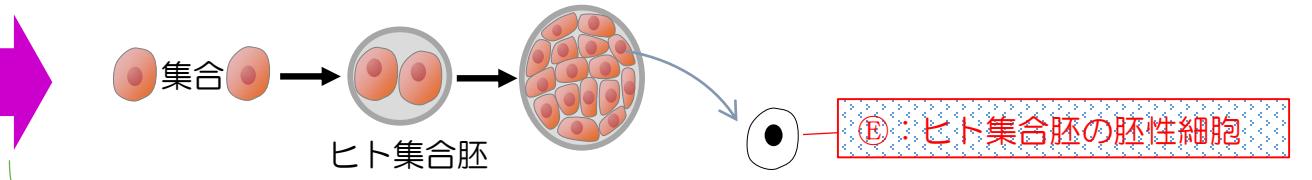
クローン技術規制法第2条第1項

九 ヒト胚核移植胚 一の細胞であるヒト受精胚若しくはヒト胚分割胚又はヒト受精胚、ヒト胚分割胚若しくはヒト集合胚の胚性細胞であって核を有するものがヒト除核卵と融合することにより生ずる胚をいう。

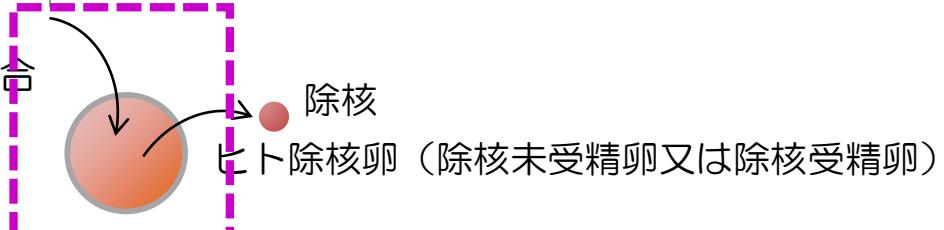
(E)



除外してはどうか



いずれかの核を  
核移植により融合



# «参考» クローン法における用語の定義（抜粋）（1/2）

用語	定義
胚	一の細胞（生殖細胞を除く。）又は細胞群であって、そのまま人又は動物の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。
生殖細胞	精子（精細胞及びその染色体の数が精子の染色体の数に等しい精母細胞を含む。以下同じ。）及び未受精卵をいう。
未受精卵	未受精の卵細胞及び卵母細胞（その染色体の数が卵細胞の染色体の数に等しいものに限る。）をいう。
体細胞	哺乳綱に属する種の個体（死体を含む。）若しくは胎児（死胎を含む。）から採取された細胞（生殖細胞を除く。）又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であって、胚又は胚を構成する細胞でないものをいう。
胚性細胞	胚から採取された細胞又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であって、胚でないものをいう。
ヒト受精胚	ヒトの精子とヒトの未受精卵との受精により生ずる胚（当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚であって、ヒト胚分割胚でないものを含む。）をいう。
ヒト胚分割胚	ヒト受精胚又はヒト胚核移植胚が人の胎外において分割されることにより生ずる胚をいう。

## 《参考》クローン法における用語の定義（抜粋）（2/2）

用語	定義
ヒト胚核移植胚	一の細胞であるヒト受精胚若しくはヒト胚分割胚又はヒト受精胚、ヒト胚分割胚若しくはヒト集合胚の胚性細胞であって核を有するものがヒト除核卵と融合することにより生ずる胚をいう。
ヒト集合胚	次のいずれかに掲げる胚（当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む。）をいう。 イ 二以上のヒト受精胚、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚又は人クローン胚が集合して一体となった胚（当該胚とヒトの体細胞又はヒト受精胚、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚若しくは人クローン胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚を含む。） ロ 一のヒト受精胚、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚又は人クローン胚とヒトの体細胞又はヒト受精胚、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚若しくは人クローン胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚
融合	受精以外の方法により複数の細胞が合体して一の細胞を生ずることをいい、一の細胞の核が他の除核された細胞に移植されることを含む
除核	細胞から核を取り除き、又は細胞の核を破壊することをいう。
ヒト除核卵	ヒトの未受精卵又は一の細胞であるヒト受精胚若しくはヒト胚分割胚であって、除核されたものをいう。

## 検討事項2. 作成したヒト胚核移植胚の取扱期間

# 検討事項2. 作成したヒト胚核移植胚の取扱期間

検討事項

ヒト胚核移植胚は母胎内に移植すれば人になる可能性を有するため、「人の生命の萌芽」としてヒト受精胚と倫理的に同様に位置付けられることから、その取扱期間は原始線条が出現するまで（又はヒト胚核移植胚の作成後14日まで）としてはどうか。

《参考》ヒト胚関連指針におけるヒト胚の取扱期間について

指針 項目	特定胚指針 (人クローン胚)	ES樹立指針	ART指針	ゲノム編集指針
取扱 期間	14日又は原始線条まで	14日又は原始線条まで	14日又は原始線条まで	14日又は原始線条まで

《参考》特定胚指針（抜粋）：作成した人クローン胚の取扱期間  
(作成後又は譲受後の人クローン胚の取扱いの要件)

第十条 作成後又は譲受後の人クローン胚は、当該人クローン胚の作成から原始線条（胚の発生の過程で胚の中央部に現れる線状のくぼみであって、内胚葉及び中胚葉が発生する部分となるものをいう。以下この項において同じ。）が現れるまでの期間に限り、取り扱うことができるものとする。ただし、人クローン胚を作成した日から起算して十四日を経過する日（以下この項において「経過日」という。）までの期間（次項において「経過期間」という。）内に原始線条が現れない特定胚については、経過日以後は、その取扱いを行ってはならないものとする。

2 前項ただし書に規定する人クローン胚に凍結保存されている期間がある場合には、その凍結保存期間は、経過期間に算入しない。

方向性

○ヒト胚核移植胚は母胎内に移植すれば人になる可能性を有するため、「人の生命の萌芽」としてヒト受精胚と倫理的に同様に位置付けられることから、その取扱期間は原始線条が出現するまで（又はヒト胚核移植胚の作成後14日まで）とする。

### 検討事項3. 作成者の要件（実績等）

# 検討事項3. 作成者の要件（実績等）

## 検討事項

現在作成が認められている特定胚（動物性集合胚、人クローン胚）における作成者（法人含む）の要件や、他のヒト胚に関連する指針を踏まえ、例えば、動物胚又はヒト胚を用いて核置換技術を行う研究の実績があることなどの要件を検討。

## 《参考》

指針 項目	特定胚指針 (動物性集合胚)	特定胚指針 (人クローン胚)		ES樹立指針	ART指針
作成者 (法人含む) の要 件等	○動物性集合胚を 取り扱う研究を行 うに足りる技 術的能力※	○靈長類クローン胚由来ES細 胞の作成研究に関与した経験 を有する者の参画。 ○管理的能力。 ○新規取得体細胞を用いる場合 は、既存体細胞を用いた人ク ローン胚ES細胞の作成実績。	研究責 任者の 要件等	○ヒトES細胞に 関する ・倫理的な識見 ・十分な専門的 知識及び技術 的能力	○生殖補助医療研 究に関する十分 な倫理的認識 ○動物の受精胚又 はヒト受精胚の 作成に関する十 分な専門的知識 及び経験

※《参考》ガイダンスによる解説

研究における動物性集合胚の適正な取扱いを確保するため、一定の技術的能力を有することを要件とした。一定の技術的能力としては、異種動物間のキメラ動物作成研究実績があること等が考えられる。

## 方向性 (案)

○作成者の要件については、他のヒト胚に関連する指針や、ヒト胚核移植胚の作成を行うミトコンドリア病研究の事例を踏まえ、以下の要件を求めることとしてはどうか。

- ・動物胚又はヒト胚を用いて核置換技術を用いた研究に関与した経験を有する研究者が研究に参画していること。

→補足：ミトコンドリア病の研究を行っている専門家等が考えられるのではないか。

- ・ヒト胚核移植胚を取り扱う研究を行うに足りる管理的能力を有すること。

## 檢討事項4. 禁止事項

# 検討事項4. 禁止事項

検討事項

- ・「第二次報告」を踏まえ、ゲノム編集技術を用いたヒト受精胚の取扱いと同様に、作成したヒト胚核移植胚の人又は動物への胎内移植を禁止事項としてはどうか。
- ・検討事項1. の検討結果に応じて、卵割した受精卵から複数個のヒト胚核移植胚（受精卵クローン）を作成することの是非を検討。

※厚生労働省におけるヒト受精胚にゲノム編集技術等を用いる臨床利用に係る検討を踏まえた検討が必要となる可能性があることに留意。

方向性

- 他のヒト胚を用いる研究の取扱いと同様に、作成したヒト胚核移植胚の人又は動物への胎内移植を禁止事項とする。
- なお、卵割した受精胚から複数個のヒト胚核移植胚（受精卵クローン）を作成した場合でも、人又は動物への胎内移植を禁止事項とすればクローン法の趣旨に反するものではないと考えられるため、これを容認することとし、個別の研究計画の審査において科学的合理性を十分に確認することとする。

《参考》特定胚指針（抜粋）（再掲）  
(作成できる胚の種類の限定)

第二条 特定胚のうち作成することができる胚の種類は、当分の間、人クローン胚及び動物性集合胚（一以上の動物胚とヒトの体細胞又はヒト受精胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚に限る。以下同じ。）に限るものとする。

## 檢討事項5. 研究目的

# 検討事項5. 研究目的

## 検討事項

- ・「第二次報告」においては「ミトコンドリア病研究を目的とし、ヒト受精胚への核置換技術を用いた基礎的研究を行うことについては、一定の要件が確保されることを個別の研究計画において適切に確認することを前提に、容認することが適當」とされている。
- ・また、平成13年の特定胚指針諮詢案※では「ヒトのミトコンドリアDNAの障害に由来する疾病その他の未受精卵の細胞質に由来する疾病的予防に関する研究」としている。
- ・これらを踏まえ、研究目的の規定の在り方について検討。

※「参考」諮詢第4号「特定胚の取扱いに関する指針について」（平成13年8月30日）

特定胚の取扱いに関する指針（案）（抄）

（特定胚の作成の要件）

第一条 特定胚の作成は、次に掲げる要件に適合する場合に限り、行うことができるものとする。

- 一 動物の胚又は細胞のみを用いた研究その他の特定胚を用いない研究によっては得ることができない科学的知見が得られること。
- 2 前項の規定にかかわらず、特定胚の作成は、当分の間、同項の要件に適合することに加え、次の各号に掲げる胚の種類に応じそれぞれ当該各号に定める研究を目的とする場合に限り、行うことができるものとする。  
一 ヒト胚核移植胚 ヒトのミトコンドリアDNAの障害に由来する疾病その他の未受精卵の細胞質に由来する疾病的予防に関する研究

## 方向性（案）

- 海外においては、ミトコンドリア病の発症予防のための臨床応用が一部解禁されているが、確立された治療法ではないため、核置換後の問題点を抽出し、解決に導く研究が必要である。
- また、ミトコンドリア病の発症原因は未だ不明な点が多く、胚発生におけるミトコンドリアの動態などに関する基礎的研究が必要である。
- 上記を踏まえ、特定胚指針でヒト胚核移植胚の作成を容認しうる研究目的は、「ミトコンドリアの障害に起因する疾病的基礎的研究」としてはどうか。
- また、上記目的の範囲でヒト胚核移植胚から樹立したヒトES細胞を用いる必要性は想定されるか。  
→「ミトコンドリアの機能障害に起因する疾病的基礎的研究」とし、今後作成するガイドラインにおいて、具体的には、核DNA又はミトコンドリアDNAの変異若しくはミトコンドリアの質的・量的变化により発症するミトコンドリア病を指すこと等を補足説明してはどうか。また、核置換の効果等を確認するためにヒトES細胞を作成することが標準的であることから、これを容認してはどうか。

# 《参考》想定される研究目的に関する研究（例）

## 【核置換後の問題点を抽出し、解決に導く研究】

### ○核置換後のミトコンドリアDNAの持ち込みを減らす方法を開発する研究

- ・マウスの検討で、極体核置換によりヘテロプラスミー比率の減少に成功。 (Wang et al, *Cell*, 2014)
- ・ヒト核置換の手法の工夫によりヘテロプラスミー比率の減少をヒトES細胞で確認。 (Hyslop et al, *Nature*, 2016)

### ○核移植を行う時期と胚発生率に関する研究

- ・受精後早い時期で核置換を行うと胚発生率は良好。 (Hyslop et al, *Nature*, 2016)
- ・マウスの検討では、発生率はDNA合成のタイミングによらない。 (*Stem Cell Rep*, 2017)

## 【胚発生におけるミトコンドリアの動態に関する研究】

### ○ミトコンドリアDNAの複製分配に関するメカニズムを明らかにする研究

- ・ヒト卵子間核置換後に作成したヒトES細胞で核由来ミトコンドリアDNAが増加することが明らかに。 (Yamada et al., *Cell Stem Cell*, 2016)
- ・ミトコンドリア病保因者母体由来のミトコンドリアDNAが増加。 (Kang et al., *Nature*, 2016)

### ○ミトコンドリアDNAと核DNAの適合性に関する研究

- ・マウスの検討では、異系統の核と細胞質の組合せにより発生に影響が出た。 (Ma et al., *Cell Metabol*, 2016 ; Pellicer et al., *Nature* 2016)
- ・mtDNAは免疫原性を持つ。 (Deuse et al., *Cell Stem Cell*, 2014)

## 【ミトコンドリア病の疾患発症の原因を明らかにするような研究】

- ・敗血症で入院した患者のうち、Haplogroup Hはそうでないグループと比較して、集中治療室に入院後180日目の生命予後が2.12倍良い。 (Baudouin et al., *Lancet*, 2005)
- ・Haplogroup J/TはHaplogroup Hと比較して卵子減数分裂過程における染色体異常が有意に多い。 (Gianaroli et al., *Mol Hum Reprod*, 2015)

## 【核置換技術を応用したミトコンドリアに関する研究】

### ○胚の発生とミトコンドリアに関する研究

- ・母体加齢に伴う妊娠率の低下は卵子の質的な低下が大きく寄与。 (The CDC ART report 2015)
- ・マウスにおいて、排卵後加齢卵子-新鮮卵間で核置換すると、染色体分配の異常の頻度が減少。 (Yamada et al., *Stem Cell Rep*, 2017)

## 検討事項6. 研究機関と提供機関の体制

# 検討事項6. 研究機関と提供機関の体制

## 検討事項

- 他のヒト胚に関する指針等を踏まえ、研究機関と提供機関が同一機関となることの可否について検討。

《参考》ヒト胚に関する指針等における研究機関と提供機関が同一機関となることの可否

項目 指針	特定胚指針 (人クローン胚)	E S樹立指針	ART指針	ゲノム編集指針
研究機関と提供機関が同一となること	不可	不可	可	可
関連する規定	人クローン胚は、人又は動物の胎内に移植することのできる設備を有する建物内において作成してはならない。	— (特段の規定なし)	研究は、ヒト受精胚を人又は動物の胎内に移植することのできる設備を有する室内において行なってはならない。	研究は、ヒト受精胚を人又は動物の胎内に移植することのできる設備を有する室内において行なってはならない。

## 方向性

○ゲノム編集指針やART指針と同様に、ヒト胚核移植胚の作成を行う研究は、「ヒト受精胚を人又は動物の胎内に移植することのできる設備を有する室内において行わないこと」及び「提供者の個人情報について適切な措置がとられること」を要件として、研究機関と提供機関が同一となることを容認することとする。

## 検討事項7. 倫理審査委員会の要件

# 検討事項7. 倫理審査委員会の要件

検討事項

- 「第二次報告」において、「作成されるヒト胚核移植胚がミトコンドリア病の病態解明に資する研究目的で余剰胚を用いて作成されることを確認すること」が審査における留意事項とされている。
- 他のヒト胚に関連する指針等を踏まえ、倫理審査委員会の要件について検討。

《参考》現行のヒト胚に関連する指針等における倫理審査委員会の要件

指針 要件	特定胚指針（動物性集 合胚が 例）	E S樹立指針	ART指針	ヒト胚ゲノム編集指針
委員構成※	自然科学、人文・社会 科学、一般の立場	自然科学、人文・社会 科学、一般の立場	生殖医学、生物学、 法律、生命倫理、一 般の立場	生殖医学、遺伝情報改 善技術を用いる研究、人 文・社会科学、生命倫理、 一般の立場
男女	男女各1名以上	男女各2名以上	男女各2名以上	男女各2名以上
外部の者	外部の者2名以上	外部の者2名以上	外部の者2名以上	外部の者2名以上
委員数	5名以上	5名以上	(5名以上)	(5名以上)
利害関係	利害関係者不可	利害関係者不可	利害関係者不可	利害関係者不可

※研究計画を適切に審査できることが前提

方向性  
(案)

○他のヒト胚に関連する指針等を踏まえ、倫理審査委員会の要件として、研究計画を適切に審査できる委員構成とすることを前提として、以下の要件を運用上求めることとしてはどうか。

(1)専門分野：生物・医学等の自然科学、倫理学・法律学等の人文・社会科学、一般の立場

(2)男女構成：各2名以上

(3)外部の者：2名以上 (4)委員数：5名以上 (5)利害関係者：審査不可

○他の研究機関等に倫理審査を依頼することを認めることとし、その場合には、個人情報や機微情報等の取扱いは他の研究機関等との委託契約等により担保してはどうか。

→加えて、提供機関の倫理審査委員会では、生殖医学の専門家の審査への参画等により、ヒト胚の提  
供手続における提供者への配慮等について適切に審査を行うことを運用上求めてはどうか。

# «参考»倫理審査委員会に係る特定胚指針の規定

«参考»特定胚指針（抜粋）

## 【人クローン胚】

（倫理審査委員会への意見の聴取）

第十一條 人クローン胚を作成し、又は譲り受け、及びこれらの行為後に人クローン胚を取り扱おうとする者（以下「人クローン胚取扱者」という。）は、当該人クローン胚の取扱いについて、法第六条に規定する文部科学大臣への届出を行う前に、人クローン胚取扱者の所属する機関（人クローン胚取扱者が法人である場合には、当該法人）によって設置された倫理審査委員会の意見を聞くものとする。

## 【動物性集合胚】

（倫理審査委員会への意見の聴取）

第十六條 動物性集合胚を作成し、又は譲り受け、及びこれらの行為後に特定胚を取り扱おうとする者（以下の条において「動物性集合胚取扱者」という。）は、当該動物性集合胚の取扱いについて、法第六条に規定する文部科学大臣への届出を行う前に、動物性集合胚取扱者の所属する機関（動物性集合胚取扱者が法人である場合には、当該法人。以下この条において同じ。）によって設置された倫理審査委員会の意見を聞くものとする。

2 前項の場合において、動物性集合胚取扱者が機関に所属しないとき又はその所属する機間に倫理審査委員会が設置されていないときは、当該動物性集合胚取扱者は、次のいずれかの機関によって設置された倫理審査委員会の意見を聞くことをもって、同項の規定による意見の聴取に代えることができるものとする。

- 一 国又は地方公共団体の試験研究機関
- 二 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。）又は大学共同利用機関（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第四号に規定する大学共同利用機関をいう。）
- 三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）
- 四 特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）
- 五 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 六 一般社団法人又は一般財団法人

# 《参考》ガイダンスによる倫理審査委員会の解説（抜粋）（1/2）

## 《参考》ガイダンス（抜粋）

「ES細胞の樹立と同様の厳格な審査により実施の妥当性を個別に判断する必要がある」との12年報告書の基本的考え方を受け、ヒトES細胞の樹立と同様に研究機関内と国による二重の審査を受けるよう定めた。

ただし、この指針は法律に基づくものであり、間接的ではあっても罰則がかかる（\*）ため、ES樹立指針とは異なった規定ぶりとなっている。例えば、倫理審査委員会については、取扱者に設置を義務付けるのではなく、他の機関等の倫理審査委員会の意見を聞くこともできることとしている。

（\*）特定胚の取扱いが、この指針に適合していない場合は、措置命令がかけられ、さらにこれに対しても従わない場合には法律に従って罰則がかけられることとなる。

研究計画の科学的合理性及び倫理的妥当性について審査できるよう、意見を聞く倫理審査委員会が満たすべき要件として、以下のものがある。特定胚の取扱いに当たっては、これらの要件を満たす倫理審査委員会による審査を受けた上で、文部科学大臣に対して届け出ることとなる。

- ①生物学・医学の専門家等の自然科学の有識者、倫理学・法律学の専門家等の人文・社会科学の有識者、一般的立場で意見を述べられる者から構成されていること。
- ②男女両性で構成されていること。
- ③5名以上であること。
- ④取扱者の所属機関に所属しない者が複数含まれていること。
- ⑤作成者及び譲受者が審査に参画しないこと。
- ⑥機関内倫理審査委員会の活動の自由及び独立が保障されるよう適切な運営手続きが定められていること。
- ⑦機関内倫理審査委員会の構成、組織及び運営並びに議事の公開その他審査に必要な手続きに関する規則が定められ、公開されていること。

# 《参考》ガイダンスによる倫理審査委員会の解説（抜粋）（2/2）

## 《参考》ガイダンス（抜粋）

（参考）13年指針答申（抄）

### 2.(2)運用に当たっての留意事項

①（略）

② 機関内倫理審査委員会は、それぞれの機関の体制、施設及び研究能力等並びに研究者の研究実績等を踏まえ、研究者が計画している研究について機関として判断するという、倫理的・科学的に極めて重要な役割を担うものである。

したがって、倫理審査委員会が設置されていない機関において、所属する研究者が特定胚の作成を計画している場合は、できるだけ倫理審査委員会を設置するべきである。また、指針案第10条第2項に基づき機関に属さない研究者から意見を求められた倫理審査委員会は、より慎重な審査を行うことが適当である。（第10条関係）

③ 本指針は、クローン技術規制法に基づく指針であることから、作成者に義務を課す体系となっており、また、指針違反には間接的に罰則が課されることとなる。しかし、実際に指針を運用する際には、本指針に盛り込まれた事項のほか、倫理上の観点から遵守することが望ましい事項や、作成者以外の者に対して遵守を求めるべき事項がある。

具体的には、以下の点について本指針を補足する形で別途の通知文書等を作成し、周知徹底を図ることが必要と考える。

- ・細胞の提供者から同意を得る手続に関する詳細事項

- ・機関内倫理審査委員会の委員構成、調査審査に必要な手續に関する規則の制定等機関内倫理審査委員会の要件など倫理審査手続に関する詳細事項

## 検討事項8. 受精胚の入手、インフォームド・コンセント

## 検討事項8. 受精胚の入手、インフォームド・コンセント(1/4)

### 検討事項

- 受精胚核置換における核、細胞質の提供者双方に関し、余剰胚の提供において想定されるケースについて検討※1
  - (例)
    - 不妊治療を受けているカップル（ミトコンドリア病との診断を受けていない）からの入手
    - ミトコンドリア病を発症する可能性のある受精胚のため、生殖補助医療に用いないこととされた胚（着床前診断により廃棄することとされた胚）
    - 3前核胚※2
- 上記各ケースにつき、不妊治療等における胚の取り扱い状況も踏まえて検討。
- 研究に用いる場合の各ケースのインフォームド・コンセントにおいて必要な配慮について検討。
- 当事者の立場を十分に踏まえて検討

※1 現在、「ゲノム編集指針」の見直しに係る委員会においても検討中。

※2 人クローン胚の研究目的の作成・利用のあり方に関する報告書において三前核胚に関する考え方が示されている。

# 検討事項8. 受精胚の入手、インフォームド・コンセント(2/4)

## 受精胚の入手

方向性  
(案)

### ○提供を受けることができるヒト受精胚の要件

- 不妊治療を受けているカップル（ミトコンドリア病との診断を受けていない）から、生殖補助医療に用いないこととなったヒト受精胚（三前核胚含む）の提供を受ける可能性があることから、「ES樹立指針」及び現在検討している「ゲノム編集指針」の見直し状況を参考に、提供を受けることができるヒト受精胚は以下の要件を満たすこととしてはどうか。
  - ①生殖補助医療に用いる目的で作成されたヒト受精胚であって、生殖補助医療目的に用いる予定がないもののうち、提供者からヒト受精胚を滅失させることについての意思が確認されているものであること。
  - ②研究に用いることについて、適切なインフォームド・コンセントを受けたものであること。
  - ③原則として、凍結保存されているものであること。
  - ④受精後14日以内（凍結保存されている期間を除く。）のものであること。
- 一方、ミトコンドリア病の着床前診断は胚盤胞期に行われており、胚盤胞期の胚を用いて核置換を行うことは想定されない。そのため、着床前診断により変異が確認された胚（胎内に戻さないことが決定された胚）については、現時点において対象には含めないこととし、今後、ミトコンドリア病の着床前診断に関する状況変化がある時点で改めて検討することとしてはどうか。

### ○ヒト受精胚の無償提供

「ES樹立指針」を参考に、ヒト受精胚の提供は、実費相当額を除き無償とすることとしてはどうか。

### ○提供を受けるヒト受精胚の数量

提供を受けるヒト受精胚の数量は、ヒト受精胚尊重の趣旨を踏まえ、「ES樹立指針」と同様に、研究に必要不可欠な数に限るものとすることとしてはどうか。

## インフォームド・コンセントの手続

### ○インフォームド・コンセントを受けるにあたっての要件

インフォームド・コンセントを受けるにあたっての基本的事項については、提供者の保護など、ヒト受精胚を取り扱う研究において考慮すべき点に違いはないと考えられることから、「ES樹立指針」を参考に、基本的に以下の内容としてはどうか。

- (1)ヒト受精胚は、提供者（生殖補助医療に用いる目的で作成されたヒト受精胚のうち、当該目的に用いる予定がないヒト受精胚を提供した夫婦）の文書によるインフォームド・コンセントを受けたうえで、提供を受けること。
- (2)提供機関は、インフォームド・コンセントを受けるにあたり、ヒト受精胚の提供者の心情に十分配慮するとともに、次に掲げる要件を満たすこと。
  - ①提供者が置かれている立場を不当に利用しない。
  - ②同意の能力を欠く者にヒト受精胚の提供を依頼しない。
  - ③提供者によるヒト受精胚を滅失させることについての意思が事前に確認されている。
  - ④提供者が提供するかどうか判断するために必要な時間的余裕を有する。
  - ⑤インフォームド・コンセントを受けた後少なくとも三十日間は、当該ヒト受精胚を保存する。

### ○同意の撤回

提供者は、当該ヒト受精胚が提供機関に保存されている間は、インフォームド・コンセントを撤回することができるものとしてはどうか。

# 検討事項8. 受精胚の入手、インフォームド・コンセント(3/4)

## インフォームド・コンセントの説明事項

方向性（案）

○インフォームド・コンセントの説明事項については、生殖補助医療に用いないこととなったヒト受精胚の提供を受けることを定めている「ES樹立指針」を参考に、以下の内容としてはどうか。

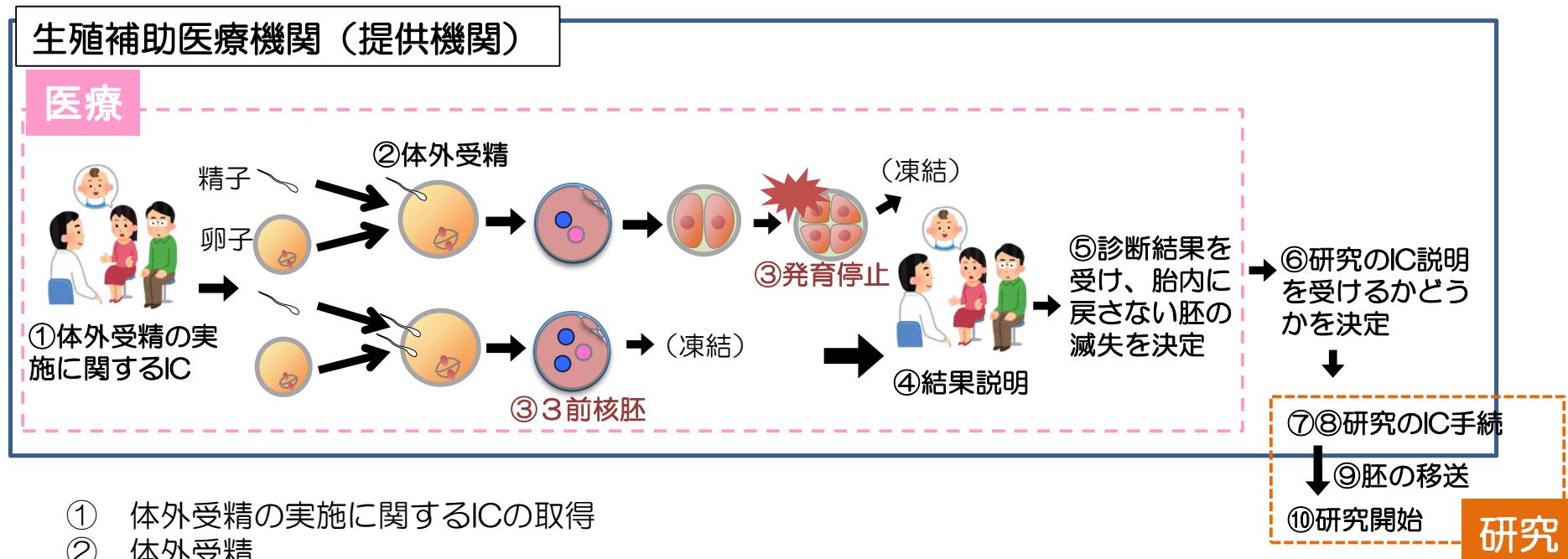
- ①ヒト胚核移植胚の作成の目的及び方法
- ②提供を受けるヒト受精胚の取扱い
- ③予想される研究の成果
- ④ヒト胚核移植胚の作成の届出をし、当該届出の内容がこの指針に適合していることが文部科学大臣に認められていること。
- ⑤提供者の個人情報がヒト胚核移植胚作成者に移送されないことその他個人情報の保護の方法
- ⑥提供者等が将来にわたり報酬を受けることのないこと。
- ⑦ヒト受精胚、当該ヒト受精胚から作成されるヒト胚核移植胚について遺伝子の解析が行われる可能性があること並びにその遺伝子の解析が特定の個人を識別するものではないこと。
- ⑧研究成果その他のヒト胚核移植胚に関する情報が提供者に示されないこと
- ⑨研究の成果を公開する可能性があること
- ⑩研究の成果から特許権、著作権その他の無体財産権又は経済的利益が生ずる可能性があること及びこれらが提供者に帰属しないこと。
- ⑪ヒト受精胚の提供又は不提供の意思表示が、提供者に対して、何らの利益又は不利益をもたらすものではないこと。
- ⑫同意を得た後少なくとも30日間はヒト受精胚をヒト胚核移植胚作成者に移送しないこと並びに同意の撤回が可能であること及びその方法

# ゲノム編集指針・ART指針見直し合同会議における主な論点及び対応方針（案）

## 1. ゲノム編集指針

項目	論点	対応方針（案）
1 提供を受けることができるヒト受精胚の範囲	現行指針では、生殖補助医療目的で作成された余剰胚（凍結保存）を対象としているが、遺伝性・先天性疾患研究で使用が想定されるヒト受精胚の範囲として、着床前診断の結果、胎内に戻さないことが決定された胚、医療に適さない胚についても対象とするか。	提供を受けることができるヒト受精胚について、着床前診断後に生殖補助医療に用いないこととされた胚（胎内に戻さないことが決定された胚）や、3前核胚などの医療に適さない胚等についても、現行の生殖補助医療目的で作成された余剰胚として含めることとし、ガイドンスにその旨を追加することとしてはどうか。
2 ヒト受精胚の入手（インフォームド・コンセント（IC）の取得のタイミング）	現行指針のガイドンスでは、「全ての生殖補助医療が完全に終了」とされているが、生殖補助医療に用いないこととされた胚（着床前診断後に胎内に戻さないことが決定された胚、医療に適さない胚）を研究に用いることとした場合、どのようなタイミングでICを取得するか。	<p>ヒト受精胚の提供依頼については、「ヒト受精胚を生殖補助医療に用いず、滅失させるという意思決定が提供者によってなされた後（全ての生殖補助医療が完全に終了した後）に行うこと。」をガイドンスに記載している。</p> <p>一方で、遺伝性・先天性疾患研究を行う場合、着床前診断により変異が確認された胚や、3前核胚などの生殖補助医療に用いないことが決定された胚等も用いることが想定されるが、これらの胚は生殖補助医療が終了する前に提供を受ける可能性があると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、ヒト受精胚の提供依頼は、ヒト受精胚を生殖補助医療に用いず、滅失させるという意思決定が提供者によってなされた後に行うこととしてはどうか。</p> <p>また、ヒト受精胚の提供依頼に関する説明は、必要に応じ、段階的に行うことも重要であると考えられることから、提供者の心情に十分配慮した上で、ICとは別に、あらかじめ研究利用の可能性について事前説明を行った上で、ヒト受精胚を生殖補助医療に利用しないことが決定された後に、研究計画等に関する詳細説明を行う、といった形も想定される旨をガイドンスに追加することとしてはどうか。</p>

# 生殖補助医療に用いないことが決定された胚の研究への提供の流れ



- ① 体外受精の実施に関するICの取得
- ② 体外受精
- ③ 3前核胚、発育停止等により、胎内に戻すことが適切でない胚が生成※1
- ④ カップルに結果説明
- ⑤ 胎内に戻さない胚の滅失を決定
- ⑥ 研究のICに係る説明を受けるかどうかを決定
- ⑦ ⑥で同意した場合、ICに係る説明を主治医以外の者（研究者も可）から受ける※2  
(必要に応じ遺伝カウンセリングの実施)
- ⑧ 研究に胚を提供することの同意/不同意
- ⑨ ⑧で同意の場合、同意撤回可能期間（最低30日）を経て、研究機関に胚を移送
- ⑩ 研究開始

※1 生殖補助医療においては、複数の胚を作成し、臨床的に「胎内に戻す胚」と「胎内に戻さない胚」の両方ができる場合が想定される。

※2 ①体外受精の実施に関するICを取得する段階で、不妊治療に適さない胚の研究利用についての説明を行う可能性については要検討。

# 《参考》ES樹立指針におけるヒト受精胚の入手の要件

(樹立の要件)

第4条

1 (略)

2 ヒトES細胞の樹立の用に供されるヒト受精胚は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 生殖補助医療に用いる目的で作成されたヒト受精胚であって、当該目的に用いる予定がないもののうち、提供する者による当該ヒト受精胚を滅失させることについての意思が確認されているものであること。
- 二 ヒトES細胞の樹立の用に供されることについて、適切なインフォームド・コンセントを受けたものであること。
- 三 凍結保存されているものであること。
- 四 受精後十四日以内（凍結保存されている期間を除く。）のものであること。
- 五 必要な経費を除き、無償で提供されたものであること。

# 《参考》ES樹立指針におけるヒト受精胚の提供に係るIC手続き

(ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントの手続)

第18条 提供医療機関は、提供者（生殖補助医療に用いる目的で作成されたヒト受精胚のうち、当該目的に用いる予定がないヒト受精胚を提供した夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にある者を除く。）をいう。以下この章において同じ。）のインフォームド・コンセントを書面により受けるものとする。

2 提供医療機関は、インフォームド・コンセントを受けるに当たり、提供者の心情に十分配慮するとともに、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 提供者が置かれている立場を不当に利用しないこと。
- 二 同意の能力を欠く者にヒト受精胚の提供を依頼しないこと。
- 三 提供者によるヒト受精胚を滅失させることについての意思が事前に確認されていること。
- 四 提供者が提供するかどうか判断するために必要な時間的余裕を有すること。
- 五 インフォームド・コンセントを受けた後少なくとも三十日間は、当該ヒト受精胚を保存すること。

3 提供者は、当該ヒト受精胚が保存されている間は、インフォームド・コンセントを撤回することができるものとする。

4 提供医療機関が提供者からインフォームド・コンセントを受けた後、当該提供者に対して再度インフォームド・コンセントを受ける手続（以下「再同意手続」という。）を行ってはならない。ただし、次条第三項第十四号に基づき再同意手続を行うことについて、提供者が同意している場合であって、提供医療機関の倫理審査委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

ヒトES細胞の樹立に関する指針ガイダンス（平成31年5月10日）の抜粋

連結可能匿名化を採用すれば、ヒト受精胚の提供後に、再度提供者に接触することも可能となる。しかし、ヒト受精胚の提供者は、生殖補助医療を受けていた者であるという事情を踏まえれば、その心情等に配慮し、提供後に接触を図ることは慎むべきことと考えられる。このため、再度インフォームド・コンセントを受ける手続（以下「再同意手続」という。）は、原則禁止とした。

一方、提供者の中には、提供したヒト受精胚から樹立されたヒトES細胞の使用の目的・方法が変われば、改めて同意するかどうか判断したいと考えている者もあり得ることや、同意を受ける時点では想定されない目的又は方法でヒトES細胞を使用することが必要となるケースも考えられることから、例外措置として再同意手続を行うことを認めたものである。

# 《参考》ES樹立指針におけるヒト受精胚の提供に係るIC説明事項

(ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントの説明)

第19条 前条第一項のインフォームド・コンセントに係る説明は、樹立機関が行うものとする。

- 2 樹立機関は、当該樹立機関に所属する者（樹立責任者を除く。）のうちから、当該樹立機関の長が指名する者に前項の説明を実施させるものとする。
- 3 前項の規定により樹立機関の長の指名を受けた者は、第一項の説明を実施するに当たり、提供者に対し、次に掲げる事項を記載した説明書を提示し、分かりやすく、これを行うものとする。

一 ヒトES細胞の樹立の目的及び方法

二 ヒト受精胚が樹立過程で滅失することその他提供されるヒト受精胚の取扱い

三 予想されるヒトES細胞の使用方法及び成果（ヒトES細胞から生殖細胞を作成する可能性がある場合にあっては、その旨及び当該生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないことを含む。）

四 樹立計画のこの指針に対する適合性が樹立機関、提供医療機関及び主務大臣により確認されていること。

五 提供者の個人情報が樹立機関に移送されないことその他個人情報の保護の具体的な方法

六 提供者が将来にわたり報酬を受けることのないこと。

七 ヒトES細胞について遺伝子の解析が行われる可能性がある場合には、その旨及びその遺伝子の解析が特定の個人を識別するものではないこと。

八 提供されたヒト受精胚から樹立したヒトES細胞に関する情報を提供者に開示しないこと。

九 ヒトES細胞の樹立の過程及びヒトES細胞を使用する研究から得られた研究成果が公開される可能性のあること。

十 ヒトES細胞が樹立機関において長期間維持管理されるとともに、使用機関、臨床利用機関又は海外機関に分配されること。

十一 ヒトES細胞（分化細胞を含む。）から有用な成果が得られた場合には、その成果から特許権、著作権その他の無体財産権又は経済的利益が生ずる可能性があること及びこれらが提供者に帰属しないこと。

十二 提供すること又はしないことの意思表示が提供者に対して何らの利益又は不利益をもたらすものではないこと。

# 《参考》ES樹立指針におけるヒト受精胚の提供に係るIC説明事項

(前ページの続き)

3

十三 インフォームド・コンセントを受けた後少なくとも三十日間はヒト受精胚が提供医療機関において保存されること及びその方法並びに当該ヒト受精胚が保存されている間は、インフォームド・コンセントの撤回が可能であること及びその方法（再同意手続の場合においては、再同意を受けた後少なくとも三十日間は当該再同意手続に係るヒト受精胚又はヒトES細胞の取扱いを行わないこと。）

十四 インフォームド・コンセントを受けた時点で想定されない目的又は方法によってヒトES細胞を使用する必要が生じることにより、再同意手続を行う可能性がある場合にあっては、次に掲げる事項

イ 再同意手続を行う可能性があること

ロ 再同意手続を行うことについてあらかじめ同意を受けている場合に限り、当該再同意手続を行うこと及びその方法

ハ 再同意手続を行うことに関する同意の撤回が可能であること及びその方法  
4 樹立機関は、第一項の説明を実施するときは、提供者の個人情報を保護するため適切な措置を講ずるとともに、前項の説明書及び当該説明を実施したことの文書を提供者に、その写しを提供医療機関にそれぞれ交付するものとする。

4 樹立機関は、第一項の説明を実施するときは、提供者の個人情報を保護するため適切な措置を講ずるとともに、前項の説明書及び当該説明を実施したことの文書を提供者に、その写しを提供医療機関にそれぞれ交付するものとする。

# 《参考》提供を受けることができる細胞について（人クローン胚）

## 《参考》特定胚指針（抜粋）

（人クローン胚の作成の要件）

### 第六条

5 人クローン胚の作成に用いることのできる未受精卵等は、当分の間、次の各号のいずれかに掲げるものであって、提供する者による当該未受精卵等を廃棄することについての意思が確認されているものに限るものとする。

- 一 疾患の治療のため摘出された卵巣（その切片を含む。）から採取された未受精卵（提供者の生殖補助医療（生殖を補助することを目的とした医療をいう。以下この項において同じ。）に用いる予定がないものに限る。）
- 二 生殖補助医療に用いる目的で採取された未受精卵であって、生殖補助医療に用いる予定がないもの又は生殖補助医療に用いたもののうち受精しなかったもの
- 三 生殖補助医療に用いる目的で作成された一の細胞であるヒト受精胚であって、生殖補助医療に用いる予定がないもののうち、前核（受精の直後のヒト受精胚に存在する精子又は未受精卵に由来する核であって、これらが融合する前のものをいう。）を三個以上有する、又は有していたもの

6 人クローン胚の作成に用いることのできる体細胞は、当分の間、次の各号のいずれかに掲げるものに限るものとする。

- 一 手術又は生検（生体から組織を採取し、疾患の診断を行うことをいう。）により摘出又は採取されたもの
- 二 研究に利用することを目的として採取され、保存されているもの（次号に掲げるものを除く。）
- 三 人クローン胚の作成に用いるために新たに採取したもの（提供者の身体への影響を最小限にとどめて採取したものに限る。）

# 《参考》細胞の提供者の同意について（人クローン胚：未受精卵等）

## 《参考》特定胚指針（抜粋）

### （未受精卵等の提供者等の同意）

第七条 人クローン胚作成者は、人クローン胚の作成に未受精卵等を用いることについて、提供者その他提供の意思を確認すべき者（以下「提供者等」という。）から提供医療機関が書面により同意を得ることを確認するものとする。

2 人クローン胚作成者は、提供医療機関が前項の同意を得る場合には、あらかじめ、提供者等に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、説明を行うものとする。

一 人クローン胚の作成の目的及び方法

二 提供を受ける未受精卵等の取扱い

三 予想される研究の成果

四 人クローン胚の作成の届出をし、当該届出の内容がこの指針に適合していることが文部科学大臣に認められていること。

五 提供者の個人情報が人クローン胚作成者に移送されないことその他個人情報の保護の方法

六 提供者等が将来にわたり報酬を受けることのないこと。

七 未受精卵等、当該未受精卵等から作成される人クローン胚及び当該人クローン胚から作成されるES細胞について遺伝子の解析が行われる可能性があること並びにその遺伝子の解析が特定の個人を識別するものではないこと。

八 研究成果その他の人クローン胚及びES細胞に関する情報が提供者に示されないこと。

九 研究の成果を公開する可能性があること。

十 ES細胞が長期間維持管理されるとともに、当該ES細胞を使用する機関に無償で交付されること。

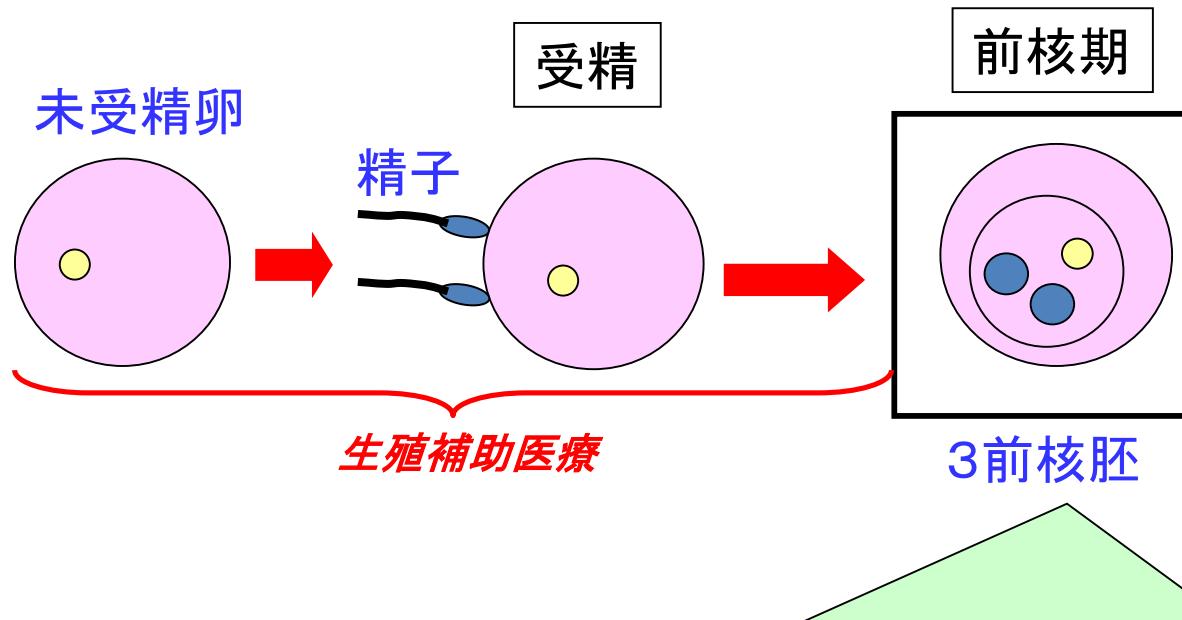
十一 研究の成果から特許権、著作権その他の無体財産権又は経済的利益が生ずる可能性があること及びこれらが提供者に帰属しないこと。

十二 未受精卵等の提供又は不提供の意思表示が、提供者に対して、何らの利益又は不利益をもたらすものではないこと。

十三 同意を得た後少なくとも三十日間は未受精卵等を人クローン胚作成者に移送しないこと並びに同意の撤回が可能であること及びその方法

3 提供者等は、未受精卵等が保存されている間は、第一項の同意を撤回することができるものとする。

## 《参考》「人クローニング胚の研究目的の作成・利用のあり方について（第1次報告）」（H20.2.1）において示された三前核胚に関する考え方



- ・前核の数が3つ以上認められる受精胚
- ・精子の核が卵子に2つ以上入る多精子受精や、卵子の極体の放出不全により、体外受精において3~5%の割合で見られる。
- ・生殖補助医療の現場では、子宮に移植されることはなく、適切なインフォームド・コンセントを受けて廃棄される。（生殖補助医療研究に利用するために凍結される場合がある。）

# 《参考》「人クローン胚の研究目的の作成・利用のあり方について（第1次報告）」（H20.2.1）において示された三前核胚に関する考え方

## ○ 3前核胚入手する際の基本的考え方

- ・ 3前核胚の提供は、自由意思に基づいて、無償で提供されるものに限る。
- ・ 3前核胚の提供医療機関は、提供者の個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならぬ。

## ○ 3前核胚の提供を受けることが認められる場合

### <凍結された3前核胚>

- ・ 生殖補助医療研究に利用するために凍結され、その後、当該研究に用いられなくなった場合に、廃棄することが決定した後に、適切なインフォームド・コンセントを受けて、提供を受けることを認める。

### <凍結しない3前核胚>

- ・ 自発的な提供の申し出がある場合に限り、適切なインフォームド・コンセントを受けて、提供を受けることを認める。
- ・ 生殖補助医療の過程でインフォームド・コンセントの手続きが行われる事から、少なくとも過去に1度は体外受精または顕微授精を受けた経験のあるものからの提供に限り認める。

## ○ 研究に関係する者からの3前核胚の提供の取扱い

研究当事者等と関係のある者からの提供を受けないこととする。

# 《参考》「人クローン胚の研究目的の作成・利用のあり方について（第1次報告）」（H20.2.1）において示された三前核胚に関する考え方

## ○ 3 前核胚の提供に係るインフォームド・コンセント

	凍結されたものの提供を受ける場合		凍結せずに提供を受ける場合
	本人の生殖補助医療が終了した後に提供を受ける場合	提供者の生殖補助医療が終了する前に提供を受ける場合	
同意権者	夫婦双方		
時期	3前核胚を廃棄することが決定された後		治療についてICを受けた後、本人より自発的な申し出があったとき
撤回可能期間	少なくとも30日間		
説明方法	人クローン胚取扱機関の研究説明者が患者に対し、説明書を用いて研究内容等について説明	提供機関に「説明担当医師」及び連絡・調整等を行う「コーディネーター」を配置し、説明書を用いて研究内容等について説明	

	説明担当医師	コーディネーター
要件	提供者の治療を直接担当せず、当該提供者と利害関係のない産科婦人科の医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供者と利害関係のない者</li> <li>・人クローン胚研究及び生殖補助医療に深い知識をもった者。</li> <li>・説明担当医師がコーディネーターの役割を兼ねることは可能。</li> </ul>
業務	①生殖補助医療に利用されない3前核胚の提供の方法及びその提供後の取扱いに関する説明を行い、ICを受ける。 ②コーディネーターと協力して、提供者の質問及び相談に十分に応じる。	①インフォームド・コンセントの手続きに関する説明を行うとともに、提供者、説明担当医師及び研究説明者の連絡調整等、提供に係る総合的な調整を行う。 ②時間的な余裕を持って、質問及び相談に十分に応じる。 ③提供に係る経緯について記録を保存し、主治医及び機関内倫理審査委員会に説明を行う。

## 9. ヒト胚核移植胚作成届出書の記載事項

## 9. ヒト胚核移植胚作成届出書の記載事項(1/2)

ヒト胚核移植胚の届出書記載事項は人クローン胚の作成と同様に以下のようにしてはどうか。

ヒト胚核移植胚	人クローン胚
クローン法で定められている事項	
①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②作成し、譲り受け、又は輸入しようとする胚の種類 ③作成、譲受又は輸入の目的及び作成の場合にあっては、その方法 ④作成、譲受又は輸入の予定日 ⑤作成、譲受又は輸入後の取扱いの方法	
クローン法施行規則で定める事項	
⑥ヒト胚核移植胚を研究に用いる必要性	⑥人クローン胚を研究に用いる必要性
⑦ヒト胚核移植胚を作成しようとする者の技術的能力及び管理的能力	⑦人クローン胚を作成しようとする者の技術的能力及び管理的能力
⑧ヒト胚核移植胚の取扱場所	⑧人クローン胚の取扱場所
⑨ヒト胚核移植胚の作成に用いる細胞の種類、入手先及び入手方法	⑨人クローン胚の作成に用いる細胞の種類、入手先及び入手方法

## 9. ヒト胚核移植胚作成届出書の記載事項(2/2)

ヒト胚核移植胚の届出書記載事項は人クローン胚の作成と同様に以下のようにしてはどうか。

ヒト胚核移植胚	人クローン胚
⑩提供者の同意の取得に関する次の事項  同意の取得に係る説明を行う担当者の氏名、職名及び所属機関名  同意を取得する機関名  提供者が同意を撤回することができる期間及びその方法  提供者の個人情報の保護に関する事項	⑩提供者の同意の取得に関する次の事項  同意の取得に係る説明を行う担当者の氏名、職名及び所属機関名  同意を取得する機関名  提供者が同意を撤回することができる期間及びその方法  提供者の個人情報の保護に関する事項
⑪倫理審査委員会の名称、構成員及び構成員の専門とする分野	⑪倫理審査委員会の名称、構成員及び構成員の専門とする分野
⑫倫理審査委員会から提出された意見	⑫倫理審査委員会から提出された意見
⑬添付資料  イフオームド・コンセントに係る説明文書  ヒト胚核移植胚の取扱場所を示す図面	⑬添付資料  イフオームド・コンセントに係る説明文書  人クローン胚の取扱場所を示す図面

## 10. 記録の作成等

# 記録の作成等

ヒト胚核移植胚の記録事項は人クローン胚を参考に以下のようにしてはどうか。

ヒト胚核移植胚	人クローン胚
クローン法で定められている事項	
①作成し、譲り受け、又は輸入した胚の種類 ②作成、譲受又は輸入の期日 ③作成、譲受又は輸入後の取扱いの経過	
クローン法施行規則で定める事項	
④ <u>ヒト胚核移植胚</u> の取扱場所	⑥ <u>人クローン胚</u> の取扱場所
⑤作成に用いられた細胞の種類及び入手先	⑦作成に用いられた細胞の種類及び入手先
⑥ <u>ヒト胚核移植胚</u> の作成に用いられた細胞の提供者の同意に関する事項	⑧ <u>人クローン胚</u> の作成に用いられた細胞の提供者の同意に関する事項
⑦ <u>ヒト胚核移植胚</u> を凍結させた場合にあっては、その目的、方法、凍結期間、管理場所及び管理方法並びに管理に従事する者の氏名	⑨ <u>人クローン胚</u> を凍結させた場合にあっては、その目的、方法、凍結期間、管理場所及び管理方法並びに管理に従事する者の氏名